

私たちの子供が、安全で規律正しい学校生活、地域生活を送り、将来、人権意識をもった社会のよき一員に成長してくれることを願って、この標準服を制定します。

1 標準服について

- ・ 指定した上着、指定した半ズボン、スカートを着用する。
なお、スカート下を着用する場合は、スカートから見えないようにする。
- ・ 指定したシャツ、ブラウスを基本として、白色でワンポイントなしのポロシャツも可とする。
- ・ 登下校、運動に適した靴・靴下（記名できるもの）を着用する。
- ・ 体育帽子（1年生は交通安全帽子も含む）登下校は、赤色にして、学校内では白色にしてかぶる。
- ・ セーター・ベストについては、形や色の指定はしないが、派手な色にならないようにする。

2 冬季の服装について

- ・ 指定した上着の着用や半袖シャツ（ブラウス）が長袖に替わるが、基本的には同じ服装になる。気候の変化や子供の体調によって、ベストやセーター・スパッツなどを着用させる。
- ・ 登校時には、その日の気候や子供の体調を基に保護者の判断で着用させるが、学校では、教室環境や学習に支障はないか、体調はどうかなどを考慮して、担任が服装指導する。
- ・ 体調不良などについては、保護者が責任をもって担任に連絡する。

3 基本的な服装のしつけについて

- ・ 汗が出やすい夏季、気温が下がり防寒をする冬季においても、衛生面を考慮して下着を着る、靴下をはくなど基本的な服装については保護者が責任をもって行う。

4 儀式的行事について

- ・ 指定した半ズボン・スカート・シャツ・ブラウスを着用する。
- ・ 儀式にふさわしい靴下を着用する。
- ・ 冬季においてはスパッツ等の着用を認めるが、色や柄についてはふさわしいものとする。

5 人権に配慮した個への対応について

標準服で登校することを基本とするが、以下のことに配慮して標準服でない登校についても認める。

- ・ 「ズボン」や「スカート」に違和感を感じる児童がいることを前提に考える。
- ・ 感染症対策や衛生面から、こまめに洗濯したいが、替えの標準服がない。
- ・ 生地が肌に合わない。例えば、アトピー性皮膚炎や感覚過敏等のため。
- ・ その他、標準服で登校できない合理的な理由がある場合。

6 標準服でない服装で登校する場合について

- ・ 学習や集団生活に適した服装であること。
- ・ 体育の授業は体育帽子、体操服で行うこと。
- ・ 原則として、儀式の時は、標準服を着ること。